

# 広沢池公園保存計画 概要版

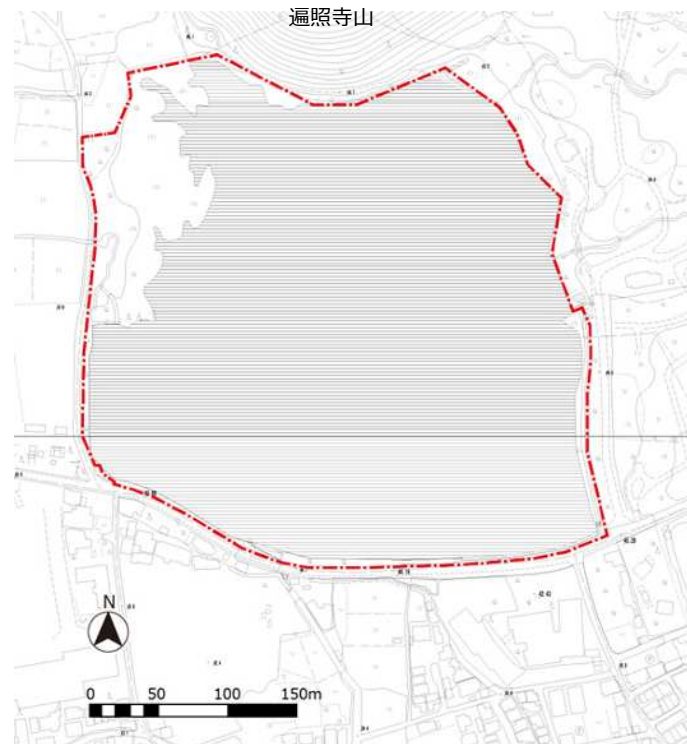
平成31年3月

京都市建設局みどり政策推進室

## 1. 計画の目的と検討対象範囲

広沢池およびその周辺について、本市有数の貴重な景観を守り、都市公園として維持管理を行うために、広沢池公園保存計画を策定した。

計画の対象範囲を右図に示す。



## 2. 広沢池の沿革

広沢池のはじまりは、10世紀に寛朝僧正が遍照寺を建立した際に開削したという説と、秦氏系統の渡来系氏族が8世紀頃に灌漑用として造った池を修築拡張したという説などがある。

平安時代には、広大な池のほとりに、遍照寺の一部であった月見堂や釣殿のほか、大覚寺の宮の観月亭であった潜龍亭もあった。西岸近くの観音島（及びそこに建てられた観音堂）には遍照寺から橋がかけられていた。観月の勝地として、大宮人が盛んにこの池を訪れ、詠歌も多く、歌枕として名所となった。

### ○文学に見る広沢池

観月と眺望の名所であったことが、様々な文学に描かれており、広沢池は、酒とともに楽しむ風流な場でもあった。池畔の道には茶店が並び、水際には棧橋が出されていた。

### ○絵図に描かれた広沢池

近世の絵図には、広沢池と遍照寺山、北嵯峨の田園風景などが、現在とほとんど変わらない姿で描かれている。



都名所図会（1780）  
図出典：国際日本文化研究センター



左写真：黒川翠山撮影写真資料  
右写真：佐藤辰三・佐藤旭撮影写真資料  
図出典：京都府立京都学・歴彩館 京の記憶アーカイブ

## 3. 広沢池の現況

広沢池は、市街地内の野鳥の生息地として「京都いきもの100選」にも選定されるなど、市内の採鳥地の一つとして知られている。江戸時代の紀行文からは、水面とともに水鳥の姿も景観の一部として楽しまれた様子がうかがえる。広沢池には、絶滅危惧種（京都府カテゴリー）であるヒクイナ及びクイナの他、準絶滅危惧種（同）のカイツブリなども生息しており、水鳥をはじめとする多様な生物の生息の場となっている。一方、水質では、富栄養化やアオコ・悪臭の発生が見られる。

広沢池を含む周辺一帯は、歴史的風土特別保存地区（歴史的風土保存区域）、風致地区第1種地域等の景観保全に関わる法規制が重層的に指定されており、ほぼ現状凍結的な厳重な保全が図られている。

広沢池の利用は、農業用水としての利用に加え、花見・紅葉鑑賞・月見等のほか、嵯峨野一帯を含めた散策利用が挙げられる。また、水鳥等の観察地として、多くの市民が訪れている。季節的な利用としては、五山送り火「鳥居形」（曼荼羅山）の鑑賞や灯籠流し、冬の鯉揚げなどがあり、いずれも季節の風物詩として市民に親しまれている。

広沢池の東岸からは、水面をはさんで、右手前の遍照寺山から遠景の山並みや北嵯峨の田園風景まで、ほとんど遮るもののない開放的な景観が展開している。また、五山送り火「鳥居形」のある曼荼羅山を正面に望むことができる。



## 4. 広沢池の魅力と価値

### ○広沢池の魅力

- ・平安時代から多くの歌や文学に取り上げられ、眺望と四季の景物（月、周囲の山並み、田園、水面、水鳥など）にすぐれた景勝地であったこと
- ・広沢池池畔からは、水面をはさんで、表情の異なる景観が広がっていること
- ・平安時代から江戸時代の景観が、現在までほぼ残されていること
- ・市内有数の自然環境が残されていること
- ・地域の方に親しまれ、大切にされていること

### ○広沢池の価値

- ・平安人にも愛でられ、多くの歌にも詠まれてきた景観・景物が、今日まで残され、引き継がれていること
- ・市街地内に残された自然環境として、貴重な空間であること
- ・それら広沢池の景観・景物を、今も地域の方が大切にし、誇りに感じておられること

これらの魅力や価値を踏まえ、広沢池の保存管理の目標を以下のとおりとする。

○平安人も愛でた広沢池の歴史的景観や自然環境を守り、未来に伝える

5. 保存管理の課題及び基本方針

|              | 保存管理の課題                                                                                                                                         | 保存管理の基本方針                                                                                                                                                                                                                                     | ゾーン   | 許認可の取扱い                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然環境の保全      | <ul style="list-style-type: none"><li>多様な生物の生息環境の保全が必要</li><li>水質上の課題の改善を図ることが必要</li></ul>                                                      | <ul style="list-style-type: none"><li>多様な生物の生息地となる水面やヨシ原等を保全する。</li><li>池の水質改善を検討する。</li></ul>                                                                                                                                                | ①⑤⑥   |                                                                                                                                                                                                                                            |
| 歴史的景観の保全及び活用 | <ul style="list-style-type: none"><li>現在まで残る景観を継承していくことが必要</li><li>水面や山並みへの眺望の改善が必要</li><li>池に面した景観の改善が必要</li><li>既存植栽（サクラ類）の生育の改善が必要</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>広沢池の水面をはさんで広がる眺望景観を、池外周のさまざまな場所から体感できる公園とする。</li><li>歴史的景観の妨げとなる要素の改善を検討し、池外周から水面への見通しを確保する。</li><li>歴史的視点場（月見の視点場としての観音島や釣殿ひろばなど）を保全する。</li><li>池東岸から北嵯峨や曼荼羅山（鳥居形）への眺望を活かすため、既存の植栽木を適切に管理する。</li></ul> | ②③    | <b>【植栽】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>寄付等による植栽は、池を望む景観の妨げとならないことを原則とする。</li></ul> <b>【施設：設置・占用許可】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>広沢池の景観に適合し、魅力や活用の向上につながる施設に限定する。</li><li>現在の景観の構成要素となっている既存施設は引き続き許可を行う。</li></ul> |
| 歴史的景観の活用     | <ul style="list-style-type: none"><li>多様な景観を楽しめる視点場整備が必要</li><li>危険箇所への対応策が必要</li></ul>                                                         | <ul style="list-style-type: none"><li>池西岸及び東岸の視点場の整備を検討する。</li><li>池周囲の危険箇所について、安全確保のための対策を検討する。</li></ul>                                                                                                                                    | ②④    | <b>【行為：許可】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>広沢池の景観に適合し、魅力や活用の向上につながる行為に限定する。</li></ul>                                                                                                                                            |
| 歴史的景観継承の支援   | <ul style="list-style-type: none"><li>歴史的景観継承の支援につながる新たな管理の仕組みが必要</li></ul>                                                                     | <ul style="list-style-type: none"><li>歴史的景観や自然を活かした公園として、保存管理を行う。</li><li>公園の維持管理や活用について、市民や事業者との協働を図るとともに、地域の方の思いや御意見を活かす仕組み等の検討を行う。</li></ul>                                                                                               | 対象地全体 | <ul style="list-style-type: none"><li>現在の景観の構成要素となっている既存行事等は引き続き許可を行う。</li></ul>                                                                                                                                                           |

6. ゾーニング及び保存管理方策

